

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

1

令和3年3月31日時点で

18歳未満の児童(障がい児の場合、**20歳未満**)

を養育する父母等

(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

2

●令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または

●令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税(均等割)が非課税相当の収入となった方

2 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

- 支給にあたっては、**申請が不要な場合と必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
お問い合わせは、下記までお電話ください。



» 厚生労働省 コールセンター

☎0120-811-166 (受付時間: 平日9:00~18:00)

» 諏訪市役所市民課市民窓口係(庁舎1階4番窓口)

☎0266-52-4141 内線116・119 (受付時間: 平日8:30~17:15)



3 給付金の支給手続き

- I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税均等割が非課税の方
- II. 出生等(他の市区町村からの転入を除く)により新たに令和3年5月分以降令和4年3月分までの児童手当または特別児童扶養手当を受給することになり、かつ住民税均等割が非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 6月下旬以降より児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

III. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
なお、窓口の混雑を避けるために、来庁される際は事前のご予約にご協力ください。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類(収入見込額の申立書や給与明細書の写し等)とともに諏訪市の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

諏訪市ホームページでは詳細な手続きの方法や申請書等を掲載しています。

● 諏訪市ホームページ(制度案内)

<https://www.city.suwa.lg.jp/site/kosodate/40643.html>



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

